

令和三年六月二十五日受領
答弁第二〇一号

内閣衆質二〇四第二〇一号

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員古本伸一郎君提出ワクチン接種実施に係る政府と自治体の連携のあり方に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員古本伸一郎君提出ワクチン接種実施に係る政府と自治体の連携のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「今回の新型コロナウイルスに対するワクチン接種」の「根拠法」については、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下「法」という。）である。

「過去、・・・実務に関しては今回のワクチン接種と同様に自治体一任の対応をとっていたか」及び「政府が行ったワクチン接種として過去にこれほどまで大規模に実施された前例はあるか」とのお尋ね並びに御指摘の「前例踏襲のやり方」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、法附則第七条の規定に基づき市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととされ、市町村長は、法、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第三百九十七号）、予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）、予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）等の関係法令の規定に基づき同感染症に係る予防接種に関する事務を行っているところであり、政府としても、必要な支援を行っているところである。

また、同感染症以外の疾病に係る予防接種についても、法第五条等の規定に基づき市町村長が行ってき
たところである。

二について

お尋ねの市町村（特別区を含む。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「予防接種」という。）の実施体制の整備に係る取組状況については、厚生労働省において、全ての市町村に対して、令和三年四月七日時点における「高齢者向け接種券の発送開始予定日」、「高齢者接種の一回目の開始予定時期」等について聴取し、その結果を同省のホームページにおいて公表しているところであるが、お尋ねの「全市町村ごとの接種券の発送開始日」、「一回目のワクチン接種が開始された日にち」及び「二回目のワクチン接種が開始された日にち」については把握していない。

また、お尋ねの「各々の希望者については接種完了日の目処」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省及び厚生労働省において、高齢者に対する予防接種の終了時期の見込みについて各都道府県の実況を取りまとめ、同年五月十二日、同月二十一日、同年六月二日及び同月十七日に総務省及び厚生労働省のホームページにおいて公表しているところである。

三及び四について

「愛知県における高齢者へのワクチン接種予約券の送付について、最も早く送付されたのは春日井市の三月二十八日であり、最も遅かったのは豊田市の五月十七日と承知しているが正しいか」とのお尋ねについては、政府として把握していない。また、お尋ねの「愛知県以外の都道府県において、域内の市町村間で同様のかたちの格差が生じている事例」については、「同様のかたちの格差」の意味するところが明らかではなく、また、御指摘の「接種券の送付開始日」を政府として網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難である。

御指摘の「自治体間で接種の時期に不平等が存在」及び「政府として現状の「先着順」を改め、その他の方式を採用」の具体的に意味するところが明らかではないが、「ワクチン接種の予約方法」等の予防接種の実施体制の整備については、国や都道府県の支援の下、予防接種の実施主体である市町村において、地域の医療関係団体等と連携して地域の実情に合わせた対応が進められているものと承知しており、政府としては、引き続き、必要な支援を行ってまいりたい。

五について

政府としては、令和三年十月から十一月にかけて、希望する国民が予防接種を終えることができるよう
全力で取り組んでいるところである。